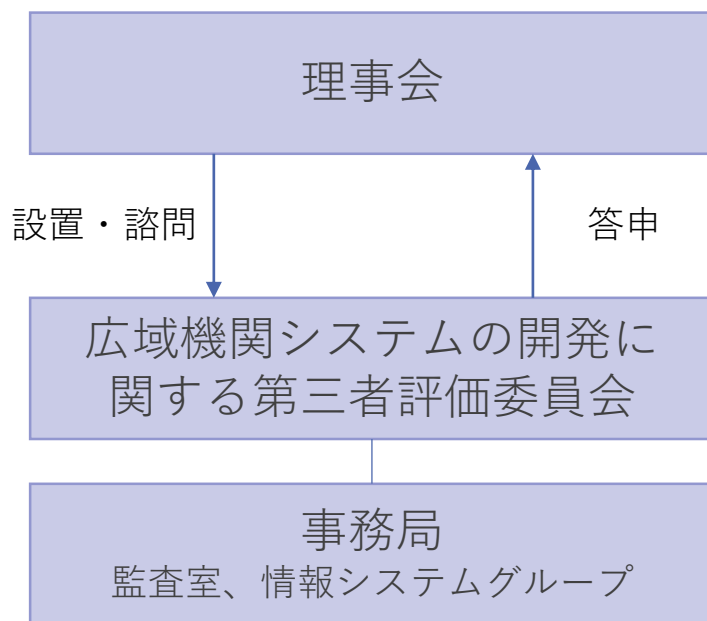


広域機関システムの開発に関する 第三者評価委員会の 設置について

2016年10月25日

電力広域的運営推進機関

- 本機関は、定款第41条第1項の規定に基づく委員会として、「広域機関システムの開発に関する第三者評価委員会」を設置する。



<<定款>>

(委員会)

第41条 本機関は、理事会の議決を経て、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会は、理事会の諮問に応じて業務運営に関する重要事項又は専門的知見を必要とする事項を調査審議し、理事会に対し意見を述べることができる。

3 委員会は、複数名の委員で構成するものとし、委員数、委員の資格、委員の任期、委員の選解任の手續その他委員会を運営する上で必要な事項は、委員会ごとに、理事会が定める。

■ 目的

- 開発遅延の再発防止及び将来のシステム開発における信頼性確保を目的とした広域機関システムの開発に関する評価。
- 具体的には、ドキュメント及び当事者インタビュー等に基づき事実確認を行い、課題抽出、原因分析、再発防止策の検討等を行う。

■ 体制

委員長	中村 英夫	工学博士 日本大学特任教授
委員	大谷 禎男	弁護士 元東京高等裁判所部総括判事
委員	喜入 博	KPMGコンサルティング株式会社 顧問

(敬称略・五十音順)

■ 委員会の運営

- 委員会は過半数の出席で開催可能とします。

■ 議事の取扱い等について（案）

- 本委員会は、原則として非公開とする。
- 議事は、業務規程第5条第2項に基づき、公表する。
- 配布資料は、原則として非公開とする。
- 委員会規程第9条に定める議事録の公表は、各委員の確認後に行う。なお、議事録には発言者の個人名及び委員長が非公開と判断した情報は記載しない。
- 個別の事情に応じて、委員会又は配布資料を公開するかどうかの判断は、委員長に一任するものとする。
- 公表は電力広域的運営推進機関のウェブサイトに掲載することにより行う。

【業務規程】

（広報及び情報公表）

第5条 本機関は、国内外に対し、本機関の業務及び電気事業の広域的運営に関する情報の積極的な発信その他、広報の充実、強化に努める。

2 本機関は、次の各号に掲げるものを除き、理事会、評議員会及び委員会の議事その他の本機関の組織、業務及び財務に関する情報を公表する。

- 一 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの
- 二 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの
- 三 本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

3 前項の情報の公表は、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法により行う。

4 本機関は、外部からの情報の開示請求があったときは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に準じた取扱いを行う。

【委員会規程】

（議事録）

第9条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、公表する。